

## 会議記録（1）

会議名称	令和7年度第2回北本市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会
開会及び 開会日時	令和7年11月12日（水） 午後1時30分から午後2時10分
開催場所	北本市役所 会議室3-F
議長氏名	会長 大島 映一
出席 委員(者) 氏名	柿崎 広、斎藤 勝夫、福山 史江、若山 銀一郎、稻木 勝英、森田 智子、伊藤 治、関根 治人、佐藤 道子、大島 映一、水野 稔、吉野 進午、飯田 直人
欠席 委員(者) 氏名	和久津 英子、岩崎 祥江
説明者の 職員氏名	保険年金課長 小原 到 保険年金課主幹 山本 一真
事務局 職員氏名	こども健康部長 小池 智子 保険年金課長 小原 到 保険年金課主幹 山本 一真 保険年金課主査 長谷川 知亮
会議次第	<p>1 開会      2 挨拶      3 議事      (1) 報告事項について          ア 子ども・子育て支援金制度について      (2) 協議事項について          ア 北本市国民健康保険税条例の一部改正（案）について      (3) その他      4 閉会</p>
配付資料	<p>会議次第      資料1-1 子ども・子育て支援金制度について（北本市作成）      資料1-2 子ども・子育て支援金制度について（こども家庭庁長官官房総務課支援金制度等準備室）      資料2-1 北本市国民健康保険税条例の一部改正（案）について      資料2-2 北本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）      資料2-3 北本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）</p>

## 会議記録（2）

発言者	発言内容・決定事項
事務局	<p>1 開会 北本市国民健康保険に関する規則第4条第3項に規定する会議開催要件である過半数の委員の御出席を頂いておりますので、本会議は成立しますことを報告いたします。</p>
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 北本市附属機関等の会議の公開に関する規則第2条（公開・非公開の決定）について諮り、会議を公開することが了承された。</li> <li>○ 北本市附属機関等の公開に関する規則第5条（会議資料の閲覧）について諮り、会議資料の閲覧が了承された。</li> </ul> <p>【傍聴人1名入室】</p>
会長	<p>2 挨拶 会長 大島 映一 氏 （一略一）</p>
事務局	<p>3 議事 それでは、北本市国民健康保険に関する規則第4条第1項の規定により、議長を大島会長にお願いします。</p>
会長	<p>(1) 報告事項について 次第にありますとおり、本日は、報告事項が1件、協議事項が1件となっております。円滑な議事進行に御協力をお願いします。 それでは、(1) 報告事項のア 子ども・子育て支援金制度について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>—資料1－1～1－2を示して説明— （一略一）</p>
会長	<p>ただいまの説明について質問はありますか。</p>
	<p>【特に質疑等なし】</p>
会長	<p>質疑等はないようですので、次の議題に移りたいと思います。</p>
会長	<p>(2) 協議事項について 続きまして、(2) 協議事項のア 北本市国民健康保険税条例の一部改正(案)について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>—資料2－1～2－3を示して説明— （一略一）</p>
会長	<p>ただいまの説明について質問はありますか。</p>
	<p>【特に質疑等なし】</p>
会長	<p>ほかに質疑等はないようですので、各案件について整理したいと思います。まず、報告事項のアについては、「了承」とすることにしてよろしいでしょうか。</p>

	<p>【「はい」という声あり】</p>
会長	<p>それでは、報告事項について、「了承」といたします。 続きまして、協議事項のアについては、「承認」とすることにしてよろしいでしょうか。</p>
	<p>【「はい」という声あり】</p>
会長	<p>それでは、協議事項について、「承認」といたします。</p>
	<p>(3) その他</p>
会長	<p>続きまして(3)その他について、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>－事務連絡－（一略－）</p>
委員	<p>追加での質問なのですが、報道等で、外国籍の方も在留期間が3か月を超える場合は国民健康保険に原則加入しなければならないが国民健康保険税の滞納等が問題になっている、と聞きました。北本市には外国籍の国保加入者は何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。</p>
事務局	<p>外国籍の被保険者数については、以前まとめた数値がありますので、次回の会議で報告いたします。</p> <p>国は、外国籍の被保険者の滞納対策のために、市町村の判断で条例で定め国民健康保険税の前納を求めることができるよう制度改正を行うとしています。北本市も参加した自治体国保の保険者が集まる会議でも話題となりましたが、現時点では、積極的な実施については慎重な意見も多いようです。</p>
委員	<p>もう一つ質問ですが、特定健診について、今後も無償化の取組等が継続されるのか、心配をしています。</p>
事務局	<p>令和8年度当初予算編成を進めている段階ですが、令和6年度に開始した無償化を引き続き実施するための関連予算を上げているところです。</p>
委員	<p>令和6年度の特定健診は11月末まで実施していましたが、令和7年度は10月末までに変更となりました。この理由は何でしょうか。</p>
事務局	<p>特定健診は従来9月末までの実施としていましたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大への対策が求められた頃に、健診受診者を分散させる観点から、実施期間を11月末まで延長することといたしました。</p> <p>しかし、最近は、新型コロナウイルス感染症の流行も比較的落ち着いてきています。他方で、11月は、従来のインフルエンザ等の感染者やその予防のためのワクチン接種を希望する方が増加し、医療機関が非常に繁忙化する時期もあります。せっかく健診に行ったのにインフルエンザ等に感染しまったという事態を防ぐ必要があり、医療機関においては、発熱している方と予防や健診に訪れた健康な方の動線や待合場所を分ける等の配慮をしていただきました。</p> <p>こうしたことを踏まえ、このたび、地区医師会と協議の上で実施方法の見直しを行い、令和7年度の特定健診の実施期間は10月末までとすることにいたしました。</p>

委 員	事情がよくわかりました。
会 長	以上で、予定されていた全ての議事が終了しましたので、議長の任を解かせていただきます。
副 会 長	4 閉 会 副会長 佐藤 道子 氏 (一略一)
事 務 局	以上をもちまして、令和7年度第2回北本市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を終了いたします。 了